

◆各部会からあげられた事例

*第1回以降自立支援協議会以降に各部会から提供された事例です。各事例に共通する課題に着目したキーワードを右列に記載しています。

部会名	提出回	提供事例	キーワード
子ども部会	2	医療ケアが必要な就学前児童で、受けられるサービスが少なく、主たる介護者の母親への支援が必要なケース	医療ケア サービス自体がない サービス量の不足
	2	ひとり親家庭。子どもは発達障がいのある就学前児童で、母親にも病気があり、介護疲れでレスパイトを希望しているが、使えるサービスがないケース	切れ目の支援 サービス自体がない サービス量の不足
	2	中高生になり、平日放課後の居場所として現在利用しているサービスが年齢と合わなくなっているケース	切れ目の支援 サービス自体がない
	3	特別支援学校と放課後等デイサービス事業所の送迎に係る人手不足及び運用ルールに関する問題	移動 (地域との)連携
	4	就学後の障がい児を対象とした、体調不良の際の病児預かりの場	サービス自体がない 切れ目の支援 制度解釈
	4	未就学の障がい児を対象とした、親が病気の際やレスパイトを目的とした宿泊を伴う預かりの場	サービス自体がない 制度解釈
就労・日中支援部会	2	保護者の高齢化により、保護者の介護サービス、本人の障がい福祉サービスの利用を進めているが利用に至らないケース	アセスメントの視点の確認 切れ目の支援
	2	事業所のスタッフのなり手の不足	人材不足
	4	区内で暮らしたい・暮らしてほしいニーズに対し、住む場所、くらしの場の選択肢が「入所施設」「グループホーム」と限られてしまう、全体的な暮らしの場の不足	住まい
くらし部会	2	軽度知的障がいの人の家族の急病時に相談する場所がなく困っているケース	はざまの支援
	2	緊急一時保護利用中に、日中活動を利用するために通所支援サービスを利用したいが、原則使えず、個別対応になっているケース	制度解釈 移動
	3	知的障害GH利用者(精神障害との重複障害)の他利用者・職員への暴力行為への対応・対処について	(地域との)連携
	3	ヘルパー事業所による、利用者への行動援護利用提案	移動 制度解釈
	4	自宅への定期的な帰省が困難になった施設入所者の外出の機会の確保	移動 集いの場・余暇活動
相談支援部会	2	通学や通所時の移動手段がなく、希望しても利用ができない	移動 人材不足 サービス量の不足
	2	日中の過ごす場所がどこもいっぱいでは選択できず、空いているところに通所をしなければならない	サービス量の不足
	2	放課後等デイサービスに空きがなく、利用できず、遠方の事業所を利用しているために親が仕事を休んだり、退職して送迎をしなければならない	サービス量の不足
	3	住まいの問題。家賃の高さ、それに起因する劣悪な生活環境。騒音問題。ゴミ屋敷問題。	(地域との)連携 サービス自体がない 住まい

◆テーマ別課題

*キーワードをもとに6つのテーマに分類しました。今回はそのうち2つのテーマ(1)、(6)をとりあげて検討します。

(1)移動	学校への送迎、障がいサービスへの送迎、自宅以外での移動支援の必要、イベントへの参加、通院、使えるサービスのリストと条件
(2)切れ目の支援(学齢から社会人)	使えるサービスの変化(児童発達→放課後デイ、学校→就労、生活介護)、計画のスムーズな連携
(3)切れ目の支援 (介護保険の対象となる65歳以降)	介護保険サービスの情報、介護保険サービスの障がいのある人への対応、介護サービス利用への移行方法、計画相談とケアマネとの連携
(4)医療	医療ケアが必要な人が利用できるサービス、対応していく医療機関、障がいの知識がある医療機関、加齢による医療の必要、訪問介護
(5)人材確保	
(6)(地域との)連携	重複障がいへの対応、福祉サービスと地域とのつながり、家賃の高騰、安心して暮らせる住居の確保、周辺住民への理解、地域の見守り
(7)集いの場・余暇活動	福祉サービスによらない、集いの場の確保
(8)住まい	暮らしの場そのものの確保、暮らしの場の選択肢、暮らし続けられる環境の整備、支援者の不足、暮らしの体験
(9)制度解釈	主に児童系サービス、制度上の制約

◆(2)、(3)…第2回自立支援協議会にて検討

◆(1)、(6)…第3回自立支援協議会にて検討

◆(4)(5)(7)(9)については、引き続き令和7年度検討していきます。

検討テーマ				
住まい	暮らしの場	住み慣れた地域で暮らす	自宅	生まれた家で暮らし続ける ひとり暮らし
			共同生活援助（グループホーム）	
			施設入所支援	
			その他の暮らしの形	既に地域の中にあるモデル
		支援者の不足	家族形態	
			自宅の状況	
	暮らしの準備	本人の希望	意思決定支援	
		体験の場	宿泊や日中活動の体験	
		住居の確保	家賃高騰	
			不動産会社との連携	
	暮らし続けるために	周囲の支援	近隣住民の見守り	
			孤立の防止	
		アセスメント	継続支援・緊急時の支援が見込めない世帯の把握	
	使える資源・制度	総合支援法 （自立支援給付）	居宅介護	
			重度訪問介護	
			相談支援	計画相談支援、障害児相談支援 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）
			自立生活援助	
			施設入所支援・共同生活援助	
		地域生活支援事業	住宅入居等支援事業	居住支援協議会
		その他のサービス	障害福祉サービス以外のサービス（高齢サービス等）	
		国・区の制度	緊急介護人の派遣制度	
			介護保険	
			成年後見制度・あんしんサービス	
			生活保護	
		関係機関・ネットワーク	地域生活支援拠点等	
			ボランティアセンター	
			結・しぶや	
			地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーター	
			精神障害にも対応した地域包括ケアシステム	
			保健相談所	
			地域活動支援センター（さわやか一む・ふれあい）	
			居住支援協議会	
			成年後見支援センター	
			地域包括支援センター	
		民間・非営利	地域密着型サポート団体	
		民間	不動産会社	
			その他の民間団体等	

＊課題と関連するサブテーマ、それに対し活用できる資源や制度、ネットワークの一例です。

課題検討用資料② ー 制度や資源等に関する補足資料

テーマ	制度・資源		概要	対象者											
住まい	訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介助等を行います。	身体・知的・精神障がい ※介護保険サービスが利用できる場合はそちらが優先されるなど、一部支給制限があります。											
		重度訪問介護	重度の肢体不自由者・知的障がい者・精神障がい者で常に介護を必要とする方に、自宅で入浴、排せつ、食事の介助、外出時における移動支援などを総合的に行います。	重度の肢体不自由者または重度の知的障がい、もしくは精神障がいにより行動上著しい困難がある方であって、常時介護を要する方											
		重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。												
		緊急介護人派遣制度（区の制度）	障がいのある方を在宅で日常的に介護している家族が、一時的な病気や冠婚葬祭等の緊急な理由で介護ができないとき、家族に代わる介護人（本人推薦による）を派遣します。	区内在住で、次のすべてに該当する方 ① 身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1～3度の方 ② 日常的に家族の介護を受けている方 ③ 介護人を推薦できる方											
	移動系サービス	同行援護	重度の視覚障がい者が外出する際に、必要な代筆・代読、移動、排せつ・食事等の支援を行います。	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方											
		行動援護	行動面に著しい困難がある人に対し、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	知的障がいまたは精神障がいにより行動面に著しい困難があり、常時介護が必要な方											
		移動支援	屋外での移動が困難な人等に、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための移動を支援します。	区内在住で、次のいずれかに該当する方 ① 身体障害者手帳の交付を受けている、視覚・聴覚障がいまたは全身性障がい（※）のある方 ※ 上肢障がいⅠ級かつ下肢障がいⅠ級、または体幹機能障がいⅠ級 ② 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている方 ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、高次脳機能障がいの特性により外出時の移動に支援が必要な方											
		通所支援	移動支援のサービスの1つで、自宅またはグループホームから区内の就労継続支援B型事業所までの送迎の場合利用できます。※条件有												
	相談系サービス	計画相談支援・障害児相談支援	障害福祉サービスの利用にあたり、サービス等利用計画を作成し、サービス事業者との連絡調整、モニタリング等を行います。												
		地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の人等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。												
		地域定着支援	居宅において単身で生活している人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。												
		住宅入居等支援事業（地域生活支援事業）	賃貸契約による一般住宅への入居が困難な人等に対し、入居支援（不動産事業者に対する物件あわせん依頼、入居手続支援など）を行うとともに、居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整を行います。⇒ 居住支援協議会												
	居住系サービス	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた人が地域で一人暮らしをするときに、定期的な巡回訪問や電話・メール等によって生活状況を確認し、必要な助言や医療機関との連絡調整を行います。												
		施設入所支援	施設に入所する人に対して主に夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介助等を行います。												
		グループホーム（共同生活援助）	主に夜間や休日に共同生活を行う住居において、入浴、排せつ、又は食事の介助、生活等に関する相談や日常生活上の援助を行います。 入居期間に定めのない滞在型グループホームと、入居期間に定めのある（最長3年間）通過型グループホーム（東京都独自制度）があります。 また、サービスの提供方法によって、「介護サービス包括型」「外部サービス利用型」「日中活動サービス支援型」「サテライト型」の大きく4種類に分けられます。												
	関係機関	ボランティアセンター	福祉のまちづくりのためにボランティア活動の推進や支援を行っています。 <table><tr><td>① 相談・調整</td><td>ボランティア活動を始めたい方、ボランティアを依頼したい方の相談・調整</td></tr><tr><td>② 啓発・普及・育成</td><td>各種ボランティア講座・イベントの企画開催、ボランティアの育成</td></tr><tr><td>③ 情報の収集・発信・ネットワークづくり</td><td>情報紙・ホームページ・SNSによる情報発信、地域イベントへの参加、情報コーナーの設置</td></tr><tr><td>④ ボランティア室の開設</td><td>ボランティアアドバイザーによるボランティア相談等</td></tr><tr><td>⑤ 会議室・資料・機材の提供</td><td>高齢者疑似体験セット・点字器・白杖（体験用）の貸出等</td></tr><tr><td>⑥ ボランティア保険、行事保険の加入受付</td><td>活動中や、活動先と自宅の行き帰りで起きた事故などを補償する保険加入の受付</td></tr></table>	① 相談・調整	ボランティア活動を始めたい方、ボランティアを依頼したい方の相談・調整	② 啓発・普及・育成	各種ボランティア講座・イベントの企画開催、ボランティアの育成	③ 情報の収集・発信・ネットワークづくり	情報紙・ホームページ・SNSによる情報発信、地域イベントへの参加、情報コーナーの設置	④ ボランティア室の開設	ボランティアアドバイザーによるボランティア相談等	⑤ 会議室・資料・機材の提供	高齢者疑似体験セット・点字器・白杖（体験用）の貸出等	⑥ ボランティア保険、行事保険の加入受付	活動中や、活動先と自宅の行き帰りで起きた事故などを補償する保険加入の受付
① 相談・調整	ボランティア活動を始めたい方、ボランティアを依頼したい方の相談・調整														
② 啓発・普及・育成	各種ボランティア講座・イベントの企画開催、ボランティアの育成														
③ 情報の収集・発信・ネットワークづくり	情報紙・ホームページ・SNSによる情報発信、地域イベントへの参加、情報コーナーの設置														
④ ボランティア室の開設	ボランティアアドバイザーによるボランティア相談等														
⑤ 会議室・資料・機材の提供	高齢者疑似体験セット・点字器・白杖（体験用）の貸出等														
⑥ ボランティア保険、行事保険の加入受付	活動中や、活動先と自宅の行き帰りで起きた事故などを補償する保険加入の受付														

課題検討用資料②ー 制度や資源等に関する補足資料

テーマ	制度・資源		概要	対象者
住まい	関係機関	地域共生サポートセンター ＜結・しぶや＞	渋谷区において、重層的支援体制整備事業を担う地域のさまざまな団体同士が繋がるプラットフォームです。 団体同士が交流・連携することにより、新たな取り組みや複雑・複合化した課題を抱える地域住民への伴走体制を強化することを目指しています。	◆利用対象 区内における地域共生社会の実現に寄与する活動をしている特定非営利活動法人・一般社団法人・地域団体等
		地域活動支援センター	こころの病をお持ちの方やそのご家族が、地域で安心して生活できるように、各種プログラムの開催や、オープンスペースの開放、相談の受付などの支援を行っています。	
		渋谷区子育てネウボラ	妊娠期から18歳になるまでの全ての子どもとそのご家族を切れ目なくサポートする仕組みです。 来所や電話での発達相談に限らず、未就学児通所施設の巡回や園・学校等訪問支援、お子さんへの直接支援や先生への助言等も行い、集団生活に適応できるような支援も行います。 また、先輩ママ/パパによるピア・サポートイベント「おしゃべりSunday」等のイベントなどを通して保護者への支援も行っています。	
		地域包括支援センター	主に高齢者福祉と介護保険サービスの相談・調整・手続きを行う地域の総合窓口です。 障がいについての困り事も伺い、適切な機関につなぎます。 地区別に担当の地域包括支援センターが異なります（区内11カ所）。	
		成年後見支援センター	成年後見制度に関する講座・相談会の開催や、パンフレットの配布などを行なっています。また、高齢者や知的・精神障害者のために、あんしんサービス（福祉サービス利用の援助、日常的金銭管理、書類などの預かり）を実施しています。	
		成年後見制度	認知症、知的障がい・精神障がい等の精神上の障がいによって、自分ひとりで意思決定することが難しくなった場合に、権利や財産を守り、支援するための制度です。	
		あんしんサービス	頼れる親族がいない、外出困難、物忘れなどの認知症の症状等、日常生活を営むことが難しい高齢者及び障がい者が、安心して地域で生活が続けることができるよう、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等の預かりサービス等を実施しています。	◆対象 ※サービスにより対象が異なります ・高齢、身体障がい、難病等により支援が必要な方 ・認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などのうち判断能力が十分でない方※契約締結能力のある方
		地域福祉コーディネーター	従来のサービスや制度の狭間で潜在化・複雑化している課題を把握するとともに、地域における関係機関のネットワーク化を進めるため、地域福祉コーディネーターを配置しています。 対象者を限定せず、地域で発見された生活課題の解決に向け、訪問や社会資源の把握および開発、地域活動に関わるネットワークの構築を進めていきます。	◆対象 全区民
		生活支援コーディネーター	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制の基盤整備に向けた地域づくりを推進します。 ・地域の困りごとやサービスの把握 ・高齢者の居場所づくりなど、新たな地域資源の開発 ・地域住民や関係機関との連携・ネットワークづくり ・地域の担い手の養成	◆対象 主に高齢者
	ネットワーク	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム	精神的な健康状態の問題を抱える人々が、その地域の健康サービスや社会支援を継続的に受けられるように支援するシステムです。 精神保健サービスだけでなく、一般の医療、福祉、住居支援、雇用支援、地域活動など、様々な支援サービスを総合的に提供し、精神障がいのある人が入院せずに地域で支援を受けられるようにすることで、入院を減らし、社会的孤立や差別を防ぐことを目指しています。 また、早期介入や予防活動を通じて、精神的な問題を未然に防ぐことも重要な目標の一つです。	
		地域生活支援拠点等	障がいのある人の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた機能を持つ場所や体制のことです。 渋谷区では、「相談」「緊急時の受入・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」の拠点等に必要な機能として定義される5つの機能について、それぞれの役割を複数の事業所で担い、1つのネットワークを形成する面的整備型での整備を進めています。	
		居住支援協議会	住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障害者等）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、行政、不動産関係団体、居住支援団体などが連携し、本人および賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供などの支援を実施・検討する組織です。	

【出典】渋谷区障がい福祉推進計画（2024～2026年度）／障がい者福祉のてびき2022／渋谷区ポータル／第2期渋谷区子ども・子育て支援事業計画
渋谷区地域福祉計画（令和4年度（2022）年度～令和8（2026）年度）／渋谷区社会福祉協議会ホームページ